

船舶インシデント調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月28日 14時00分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港西方沖 鳥ヶ首岬灯台から真方位044° 3.6海里付近 （概位 北緯37° 12.8′ 東経138° 09.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートDONKYVIは、帰航中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年3月20日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート DONKYVI、5トン未満（長さ7.06m）
船舶番号、船舶所有者等	220-20758新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が、発航前点検時に空になっていた‘船外機（2ストローク）の潤滑油タンク’（以下「本件タンク」という。）に補給した後、直江津港を出発して船外機の発停を繰り返し、釣りを終えて帰航中、船外機から異音が生じて同機が停止した。</p> <p>船長は、始動スイッチを入れても船外機が回らないので海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した上越海上保安署の巡視艇にえい航されて直江津港に入港した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、点検されたところ、各部の焼付きが認められ、新替えされた。</p> <p>本船は、船長が約6年前に中古で購入したもので、船体中央部に操舵室があった。</p> <p>船長は、発航前点検時、本件タンクに潤滑油を補給すべきところ、考えごとをしていて誤って‘ガソリンと潤滑油とを9対1の割合に混合した燃料油’（以下「混合油」という。）を補給していた。</p>
分析	本船は、帰航中、船長が発航前点検時に考えごとをしていて誤って本件タンクに混合油を補給していたことから、潤滑油量不足となり、船外機各部の潤滑が阻害されて焼き付き、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、帰航中、船長が発航前点検時に考えごとをしていて誤って本件タンクに混合油を補給していたため、潤滑油量不足となり、船外機各部の潤滑が阻害されて焼き付き、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 潤滑油をタンクに補給する際は、補給する油の種類を確認するなどして慎重に作業を行うこと。